

社協職員必携 50のQ&A

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

令和4年7月

目次

- 問1. 西海市社協の基本理念は何ですか。
- 問2. 西海市社協の使命は何ですか。
- 問3. 西海市社協の経営理念は何ですか。
- 問4. 社協の法的根拠は？
- 問5. 「福祉」の意味は？
- 問6. 「地域福祉の推進」とはどのようなことですか。
- 問7. 「地域共生社会とは」とは？
- 問8. 地域共生社会に関する重層的支援体制整備事業とは何ですか。
- 問9. 包括的支援体制の整備とはどのようなことですか。
- 問10. 地域包括ケアシステムとは何ですか。
- 問11. 地域共生社会、包括的支援体制、地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業と多くの概念を整理したらどうなりますか。
- 問12. 社協の存在意義はどこにありますか。
- 問13. コミュニティソーシャルワークとはどういう意味ですか。
- 問14. 西海市社協の組織はどのようになっていますか。
- 問15. 社協の構成員の基本的な考え方は？
- 問16. 社協会員について簡単に説明して下さい。
- 問17. 社協の財源構成はどのようになっていますか。
- 問18. 理事（理事会）について教えて下さい。
- 問19. 監事について教えて下さい。
- 問20. 評議員（評議員会）について教えて下さい。
- 問21. 理事、監事、評議員は、どこの機関で選任されるのですか。
- 問22. 会長、副会長、事務局長は、どこの機関で選任されるのですか。
- 問23. 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会等は、何に定められていますか。
- 問24. 民生委員児童委員は、どんな働きをしているのですか。
- 問25. 民生委員児童委員と社協の関係はどのようになっているのですか。
- 問26. 西海市社協ではどのような事業を行っているのですか。
- 問27. 生活福祉資金貸付金とは何ですか。
- 問28. ボランティアという言葉をよく耳にしますが、詳しく教えてください。

- 問29. ボランティア活動をしたいとき、どうすればいいのですか。
- 問30. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは何ですか。
- 問31. 地域福祉連絡会とは何ですか。
- 問32. 福祉推進員とは何ですか。
- 問33. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）とは何ですか。
- 問34. 成年後見制度とは何ですか。
- 問35. 各町（本所及び支所）で行っている独自事業を教えてください。
- 問36. 生活支援体制等整備事業とはどういう事業ですか。
- 問37. 生活困窮者自立相談支援事業とは何ですか。
- 問38. 生活困窮者家計改善事業とは何ですか。
- 問39. 通所型予防サービス事業とは何ですか。
- 問40. 委託事業の配食サービス事業と社協独自配食サービスの違いは何ですか。
- 問41. 訪問型予防サービス事業とは何ですか。
- 問42. 外出支援サービスとは何ですか。
- 問43. 高齢者等訪問調査事業とは何ですか。
- 問44. 指定管理者制度とは何ですか。
- 問45. 社協で保育所を運営していると聞いたのですが。
- 問46. 西海市社協では、介護保険事業を行っているのですか。
- 問47. 西海市社協では、障がい者へのサービスは行っていないのですか。
- 問48. 介護保険事業外の高齢者の方を対象にした事業はないのですか。
- 問49. 社協がレンタカー事業を行っていると感じたのですが。
- 問50. 赤い羽根共同募金はどのような仕組みになっているのですか。

問 1. 西海市社協の基本理念は何ですか。

(答)「自然に育まれた豊かな地域性に根ざした、思いやりと温もりのある地域福祉活動に地域住民と共に取り組み、事業推進においては公平中立の原則を貫き、創意工夫をもって福祉の充実に努めます。」

問 2. 西海市社協の使命は何ですか。

(答) 社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命としています。

問 3. 西海市社協の経営理念は何ですか。

(答) 社協は、上記使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開しています。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

問 4. 社協の法的根拠は？

(答) 社会福祉法に、社会福祉法人について設立から解散までの一般的規定があります。社協は社会福祉法人の一つであり、法第 109 条に次のように規定されています。

市町村社協は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社協の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2～6 (略)

問 5. 「福祉」の意味は？

(答) 英語の welfare (ウェルフェア) の訳語としてあてられ、「しあわせ」という意味に近いものと考えて良いでしょう。《福祉という漢字の語源や welfare という言葉は、いずれも快適な生活状態、満たされた生活状態を示すと言われます》したがって「社会福祉」とは、「社会」という集団の中で一人ひとりの「しあわせな生活」が実現されることを指すものと考えられます。

問 6. 「地域福祉の推進」とはどういうことですか。

(答) 社会福祉法第 4 条に地域福祉の推進という項目が次のようにあります。

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

問7. 「地域共生社会とは」とは？

（答）地域共生社会とは、厚生労働省が掲げるビジョンで、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれました。

地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指します。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

問8. 地域共生社会に関する重層的支援体制整備事業とは何ですか。

（答）社会福祉法第106条4に規定されています。重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。市町村の手あげによる任意事業ですが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を行うことが必須条件となっています。

西海市では令和4年度から3年間、重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んでいます。

問9. 包括的支援体制整備とはどういう意味ですか。

（答）詳しくは、社会福祉法第106条3に「包括的な支援体制の整備」として記載されていますが、簡単にいうと下記のとおりです。

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

上記に掲げる支援を包括的に実施できるような体制整備を市町村に求めています。

問10. 地域包括ケアシステムとは何ですか。

（答）団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣

れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現することです。

問11. 地域共生社会、包括的支援体制、地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業と多くの概念を整理したらどうなりますか。

(答) 上位概念として地域共生社会（政策・理念）、中位概念として包括的支援体制（社会福祉法第106条3）や地域包括ケアシステム（地域医療介護保険法第2条）があり、事業として、重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条4）として整理できます。

問12. 社協の存在意義はどこにありますか。

(答) 社協でなければできないことや社協ならできることが社協の存在意義になります。例えば、市民に何か困りごとがあり、それが行政で行う範囲を超えていたり、法令や公の力によらない、人びとの連帯による助け合いの方が、よりふさわしいケースがあるはずです。そこで社協は個別支援やコミュニティソーシャルワークを用いて、その解決・改善を市民や関係機関等と協働で行います。そこに社協の存在意義があり、公の力によらないきめ細やかな民間福祉の実現こそ、社協に求められていることだと思えます。

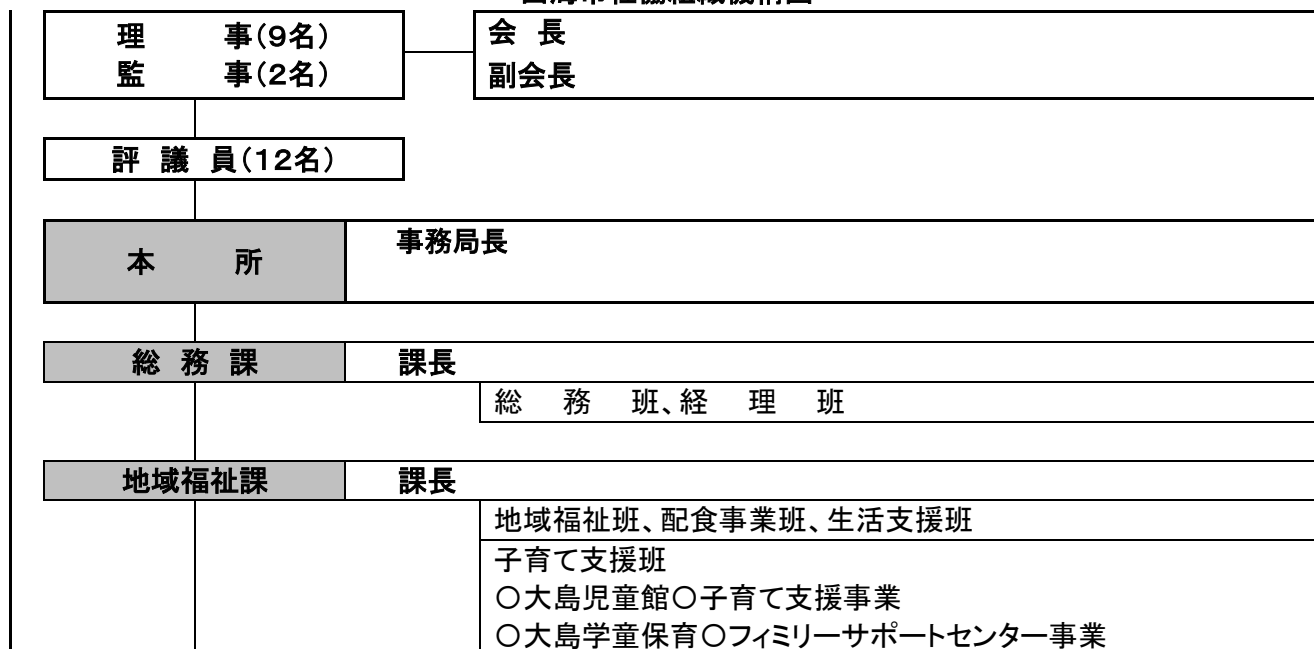
問13. コミュニティソーシャルワークとはどういう意味ですか。

(答) コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

問14. 西海市社協の組織はどのようになっていますか。

(答) 以下のとおりです。

西海市社協組織機構図



在宅福祉課	課長	訪問介護班、通所介護班、庶務班、居宅介護班 ○西海高齢者生活支援ハウス ○黒口ふれあいの館
横瀬保育所	所長	横瀬保育所班
西彼支所	支所長	地域福祉係、通所介護事業 ○西彼保健福祉センター
大島支所	支所長	地域福祉係、配食事業 訪問介護事業(江島・平島含む)
崎戸支所	支所長	地域福祉係、通所介護事業(江島・平島含む)、 ○崎戸高齢者生活支援ハウス
大瀬戸支所	支所長	地域福祉係、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業 ○大瀬戸社会福祉センター

問15. 社協の構成員の基本的な考え方は？

社協は、地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる組織・団体を構成員とし、地域社会の総意を結集することが重要です。構成員は、住民組織、公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体、社会福祉に関する活動を行う団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な団体を基本に、地域の実情に応じて構成しています。

問16. 社協会員について簡単に説明して下さい。

(答) 社協の目的や活動にご賛同いただき、西海市の地域福祉の推進を財源的に支えてくださる方です。会費の額は各社協によって異なりますが、西海市社協では、一般・法人・特別(市外会員)・団体会員に分けています。西海市社協の会員特典としてレンタカーの割引、福祉介護機器の割引、チャイルドシートの割引があります。

- ①一般会員は年額一口 500 円を一口以上拠出する世帯または個人
- ②法人会員は年額一口 2,000 円を一口以上拠出する福祉施設・事業所
- ③特別会員は年額一口 1,000 円を一口以上拠出する市外の個人等
- ④団体会員は年額一口 5,000 円を一口以上拠出する福祉団体等です。

問17. 社協の財源構成はどのようになっていますか。

(答) 市民の皆様から頂いた社協会費や寄付金や共同募金配分金など、福祉事業の推進を図る上で欠かすことのできない「民間財源」と、公共性に基づいた行政からの補助金、受託金、

指定管理費などの「公的財源」、介護保険事業の介護報酬、保育事業収入、独自配食サービスなどの「事業収入」を財源としています。

問18. 理事（理事会）について教えてください。

(答)理事は、法人の役員であり、業務をつかさどる「理事会」の構成員として、法人の業務執行を担います。このことから理事は、社会福祉事業について理解があり、実際に法人運営の職責を果たせる人を選任する必要があります。

理事会は、社協の業務執行機関であり、業務の決定権をもっています(日常の軽易な業務は、会長が専決)。西海市社協の理事は9名で、任期は2年となっています。

問19. 監事について教えてください。

(答)監事は、理事の職務の執行状況を監査します。本会には監事2名がおり、1名は財務識見者、もう1名は福祉識見者で、任期は2年です。

問20. 評議員（評議員会）について教えてください。

(答)評議員は、理事の定数を超える数を置くことが必要で、法律上、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任されます。

また、評議員会は、政治でいえば、議会にあたるものです。評議員会は理事会を経て提出された下記事項を決議します。西海市社協には12名の評議員がおり、任期は4年となっています。

<評議員会の決議事項>

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

問21. 理事、監事、評議員は、どこの機関で選任されるのですか。

(答)理事は理事会で理事候補者を選定し、評議員会の決議をもって選任します。監事は、理事会を開催し、監事の過半数の同意プラス理事会の決議を経て監事候補者を選定し、評議員会にて選任します。評議員は理事会を開催し、評議員選任・解任委員会の招集を議決し、委員会の議案として、理事会決議により評議員候補者を選定し、外部委員2名、監事2名、事務局員1名の5人で構成する評議員選任・解任委員会で選任されます。

問22. 会長、副会長、事務局長は、どこの機関で選任されるのですか。

(答)理事の中から会長、副会長を選びます。選任方法は会長の提案に基づき、理事会で選任されます。また、同じく事務局長も理事会で選任されます。

問23. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等は、何に定められているのですか。

(答)社会福祉法などの法令に基づき、「定款」及び諸規程に定められています。

問24. 民生委員児童委員は、どんな働きをしているのですか。

(答)民生委員児童委員は、民生委員法により、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について問題等をかかえている人の調査、相談、指導、助言にあたるなど、常に担当区域内の状況を把握し、福祉事務所などと連絡をとり合い、また福祉行政に対する協力活動を行い、意見具申をし、社会福祉の増進に努めることを任務としています。

現在、西海市には99名の方が厚生労働大臣から委嘱されています。民生委員は児童委員も兼ねており、任期は3年です。また児童委員の職務を専門的に行う主任児童委員10名が委嘱されています。

問25. 民生委員児童委員と社協の関係はどのようになっていますか。

(答)同じ社会福祉の仕事を行う点では共通しています。社協が地域福祉を推進するうえで、地域に身近な民生委員児童委員は欠かすことのできない存在です。生活福祉資金貸付制度での相談支援をはじめ、ふれあい食事サービス、地域福祉連絡会等による福祉コミュニティづくりなど民生委員児童委員と協働のもと進めています。また民間の多くの福祉団体が社協の構成団体になっており、民生委員児童委員協議会は、その大きな柱の一つです。したがって、市民生委員児童委員協議会連合会会長が社協の理事になっています。各地区の民生委員児童委員協議会会長は、貸付資金審査委員や歳末助け合い運動の配分委員、各地区の民生委員児童委員協議会の副会長は、社協への苦情に対応していただくため、第三者委員を委嘱しています。

問26. 西海市社協ではどのような事業を行っているのですか。

(答)西海市社協の事業は令和4年度事業計画書に掲載していますので、ホームページでご確認ください。簡単に三つに分けて説明しましょう。

①まず、直接的な事業があります。これは、人びとの生活上の福祉課題を解決していく仕事です。福祉総合相談を開設し、住民の困りごとや介護等の相談に応じています。また生活福祉資金や市福祉資金の貸付、各種たすけあい運動、福祉の集いやひとり暮らし高齢者のつどい等の主体的事業等です。

②次に福祉活動の計画、企画と実施という基本的な活動があります。世の移り変りとともに福祉をめぐる諸問題は、時々刻々と変化しています。こうした動きに、住民自身の自主・自発的活動で対応し、あるいは行政に反映させるよう力を入れていく仕事です。話し合いや学ぶこと、そのためのデータ作りをし、福祉の対象にアプローチすることです。ボランティア活動等を通して、制度の枠に縛られず、社会や住民の要請に敏感に反応していく働きをもっています。

③最後に各種社会福祉団体や施設と連絡調整あるいは援助事業です。例えば、ボランティアグループや団体等に助成金を出したり、ときには連携した事業を行い、話し合いの場をもち、意見を聞いたりしてお手伝いをしています。

問27. 生活福祉資金貸付金とは何ですか。

(答)低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。この制度は、都道府県社協を実施主体として、県内の市区町村社協が窓口となって実施しています。資金の種類は総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などがあります。西海市社協本所又は各支所、地区担当民生委員が窓口になっていますのでお気軽にお尋ね下さい。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活に困窮する方へ緊急小口資金の特例貸付などを取り扱っています。

問28. ボランティアという言葉をよく耳にしますが、詳しく教えてください。

(答)ボランティア(volunteer)という言葉は、ラテン語の自由意志という意味の語がフランス語に転化し、さらにアメリカで「ボランティア」と使うようになったといわれます。日本では、この言葉を「奉仕者」などと一般に訳していますが、奉仕という語は、上に仕えるという上下関係をあらわす自己犠牲的な援助活動の意味を含んでおり、必ずしも本来の語意ではないという意見もあり、「ボランティア」という語をそのまま用いる場合が多くなっています。

ボランティア活動は、報酬など一切の給付を求めず、自らの意志で人びとの幸せを高めるために力を尽すことです。それは自発的なものであり単なる慈善ではなく福祉の活動であるということです。人口の高齢化、核家族化、労働時間の減少、余暇の増大といった社会構造・生活時間の変化は、一層ボランティアの必要性を高め、ボランティア人口の増加をもたらすものと思われます。余暇を積極的に活用しようとする人や社会参加を望む人たちが、自発的に地域福祉づくりに加わっていこうとする気運は、ボランティア活動の高まりに欠かせないものです。まず、自分の置かれた立場で、できることから始めるのが、ボランティア活動の根本です。

問29. ボランティア活動をしたいとき、どうすればいいのですか。

(答)自発的に行うことです。どこに行っても手続きをしなければならぬなどのルールはありませんが、社協内には西海市ボランティアセンターを設置しています。ボランティアセンターに登録することで、ボランティア活動保険の一部助成やボランティア団体・グループへの活動助成金もご利用いただけます。また、ボランティア活動の相談対応や斡旋も行っていますので、お気軽にご相談ください。

問30. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは何ですか。

(答)地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき西海市が策定する計画であり、地域福祉活動計画は、社会福祉協議協議会が主体となった民間の活動計画です。市民参加を通じて地域福祉の推進を図るといった共通の目的に向かって連携して取り組むため、一体の計画書として策定しています。

今現在の計画は、第 3 次西海市地域福祉計画・西海市地域福祉活動計画で令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画となっています。

問31. 地域福祉連絡会とは何ですか。

(答)地域福祉連絡会とは、自分たちが住んでいる地区の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、地域内や関係機関と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す住民主体の活動組織です。構成メンバーは行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を基礎に、地区の状況に応じて各団

体長やボランティアなどがメンバーに入っています。西海市内全域に 80 か所の地域福祉連絡会が設置されており、具体的には次のようなことを行なっています。

- ① 地域内の福祉課題の把握及び共有（早期発見・連絡の仕組み作り）
- ② 地域生活課題解決のための協議
- ③ 地域の見守り活動（見守り、声掛け活動）
- ④ 主体的に解決に向けた福祉活動（サロン、食事サービス、勉強会など）
- ⑤ まちづくりを実践し、振り返る（評価する）

問32. 福祉推進員とは何ですか。

（答）福祉推進員は、社協が地域住民の自主的な助け合い精神を醸成し、地域の福祉課題を地域社会全体で解決する仕組みを作るため、小地域ごとに設置した福祉協力員のことです。行政区長の推薦で社協会長が委嘱し、約40世帯に1名の割合で配置されています。活動は、①地域内の福祉的情報を自治会、民生委員・児童委員、社協に提供し、対応協議に参画、②福祉事業への協力、③災害時の要援護者の避難支援などを行っています。また崎戸地区においては社協会費の徴収や、共同募金の仕事など大変ご苦勞な任務を引き受けていただいています。西海市社協では、福祉活動に関心と熱意のある239名を委嘱。任期は2年です。

問33. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）とは何ですか。

（答）福祉サービス利用援助事業は、長崎県社協（県社協）が実施主体で県内の市町社協が受託しています。具体的には、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約（自筆が条件）に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

- ①福祉サービスの利用援助（福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等）
- ②日常的な金銭管理
- ③通帳・証書類預かりサービス

問34. 成年後見制度とは何ですか。

（答）「成年後見制度」とは、精神上の障がいにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行なったり（代理権と言います。）、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにする（同意権・取消権）ことなどにより、これらの人を不利益から守る制度です。自分が元気なうちに、自ら後見人を選んでおく任意後見（但し、取消権はありません。）の制度もあります。相談は弁護士や司法書士、社会福祉士などが行なっています。「成年後見制度」は、財産管理や身上監護（医療・介護に関することや施設の入退所など生活全般の支援に関する契約など）の法律行為を援助することができます。

問35. 各町（本所及び支所）で行っている独自事業を教えてください。

（答）新型コロナウイルスの影響で、開催できない事業もありますが、以下のとおりです。

事業名	目的
ふれあい食事サービス （西彼、西海、大瀬戸）	独居及び中間独居の高齢者の閉じこもり予防と高齢者同士や民生委員、ボランティアとの交流を図ることを目的とした事業。
一人暮らし高齢者の集い （交流会・忘年会・	ひとり暮らしのお年寄りを把握し、お年寄りの交流と親睦を図ることを目的とした事業。

新年会含む) (西彼、西海、大島、崎戸)	
放課後健全育成事業 (大島学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童 (放課後児童) に対し、授業の終了後に大島児童館内を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業。
にこにこコール (大瀬戸)	一人暮らし等の高齢者が安心して生活できるように、毎週 2 回ボランティアが電話をかけ安否確認を行う事業。
大島ふれあいレクリエーション (大島)	大会を通じて、市身体障害者福祉協会・市手をつなぐ育成会・市母子寡婦福祉会などの大島支部会員の親睦と融和を図るための事業。
大島ふれあいフェスティバル (大島)	大島町に住む人々が、ふれあいフェスティバルを通じて多くの人々との交流の場を広げ明るく住みよい元気のある町づくりを目的とした事業。
福祉総合講座 (崎戸)	講座を通して、住民の生きがいやふれあいを増進するための事業。
離島地区医療機関送迎サービス (崎戸江島)	江島地区において、外出困難な一人暮らし高齢者等を対象に車で自宅から医療機関又は島外医療機関受診のため棧橋まで送迎を行う事業。
離島住民向け自動車貸出事業 (江島・平島)	江島・平島地区の住民を対象に、崎戸本土での利便性を高めるため車を貸出す事業。
ふれあい給食サービス (崎戸平島)	弁当配達を通し、ボランティアと一人暮らし高齢者との交流を図る事業。

問36. 生活支援体制等整備事業とはどのような事業ですか。

(答) 平成 27 年度の介護保険法改正で創設された事業で、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられています。高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止に係る体制の整備、その他のこれらを促進する事業です。簡単に言えば、日常生活において支援が必要な高齢者の方が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるように「介護予防」を重視しながら、住民の方が主体となって助け合い・支え合い活動ができるような「地域づくり」に取り組むものです。また、ボランティア等の担い手や地域資源の発掘、関係機関のネットワークづくりを行い、地域の中で多様なサービスが提供できるように住民の皆さんと一緒に考えていきます。

この事業は西海市包括支援センターが実施しており、その推進役が生活支援コーディネーターです。西海市全域を掌握する第 1 層生活支援コーディネーターは西海市包括支援センターに所属し、概ね中学校区を担当する第 2 層生活支援コーディネーターは社協に 5 人配置 (受託) しています。

問37. 生活困窮者自立相談支援事業とは何ですか。

(答) 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析 (アセスメント) し、

その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

問38. 生活困窮者家計改善事業とは何ですか。

(答) 家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指します。

問39. 通所型予防サービス事業とは何ですか。

(答) 介護予防二次予防事業対象者等が要介護状態にならないよう予防することを目的に、「運動機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「うつ・閉じこもり・認知症予防」の視点で、保健センター等でリハビリなどを行います。現在、西海北、西海南、大島、崎戸、平島の5地区を西海市より受託しています。

問40. 委託事業の配食サービス事業と社協独自配食サービスの違いは何ですか。

(答) 委託事業とは、西海市の指定した基準に基づき西海市社協に委託金を払って依頼した事業で、西海市地域支援事業の配食サービスや西海市障がい者配食サービス事業があります。一方、社協独自配食サービスとは、受託事業で対応できない在宅の要援護者等へ社協独自で行う配食事業です。市民が安心して地域で住み続けられるように下記のとおり支援しています。配食弁当の中身は同じですが、個人負担金の違いがあり委託事業が410円、社協独自配食サービスが550円（令和4年8月1日から600円）です。

- ① 要援護者等のニーズに対応した食事の提供
- ② バランスの取れた食事の提供
- ③ 安否確認の徹底、声かけ、見守り機能の充実

問41. 訪問型予防サービス事業とは何ですか。

(答) 西海市からの受託事業で、ホームヘルパー等により日常的な家事の援助及び外出支援等を行うことで利用者の自立を促し、要介護状態にならないように予防する事業です。対象は要支援者及び二次予防事業対象者で、単身世帯、高齢者のみの世帯等です。週1回1時間のサービスを提供しており、個人負担金は1回300円となっています。

問42. 外出支援サービスとは何ですか。

(答) 西海市からの受託事業で、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者に対し、移動用車両（車椅子車両）を利用した移送サービスを行うことにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、在宅福祉の推進を図ることを目的としています。駐車料金や通行料は実費ですが利用料は無料です。利用に関しては西海市外出支援サービスに申請・登録し、利用1週間前までに予約が必要です。

問43. 高齢者等訪問調査事業とは何ですか。

(答) 西海市からの受託事業で、各種申請後に調査を行ないます。具体的には高齢者生活支援ハウス、黒口ふれあいの館、介護タクシー等料金助成事業、緊急通報体制整備事業の訪問調査を行っています。

問44. 指定管理者制度とは何ですか。

(答) 指定管理者制度は、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない) 制度です。西海市社協では、西海市より下記 11 施設の指定管理(契約期間は5年間)を受けています。

- ・西海市西彼保健福祉センター(遊湯館)
- ・西海市黒口ふれあいの館
- ・西海市高齢者コミュニティセンター「くろくち荘」
及び西海市西海高齢者生活支援ハウス
- ・西海市中浦すこやかセンター
- ・西海市立大島児童館
- ・西海市大島配食サービスセンター
- ・西海市江島デイサービスセンター
- ・西海市平島デイサービスセンター
- ・西海市大瀬戸デイサービスセンター
- ・西海市大瀬戸社会福祉センター
- ・西海市崎戸高齢者生活支援ハウス

問45. 社協で保育所を経営していると聞いたのですが。

(答) 横瀬保育所は社協が経営をしています。設立当初は西海町の町立保育所であった横瀬保育所ですが、その後社協が西海町より委託を受け、合併後は指定管理事業として受託し、平成27年に民間移譲となり社協が引き続き経営をしています。

問46. 西海市社協では、介護保険事業を行っているのですか。

(答) 訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業の介護保険事業を行っています。

訪問介護事業は、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて、ご利用者の身体の状態や希望に応じた介護計画を作成し、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)を以下の5事業所で提供しています。

- ・西海市社協ヘルパーセンターさいかい
- ・西海市社協ヘルパーセンターおおさき
- ・西海市社協ヘルパーセンターえのしま
- ・西海市社協ヘルパーセンターひらしま
- ・西海市社協ヘルパーセンターおおせと

通所介護事業は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施しています。居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて、ご利用者の身体の状態や希望に応じた介護計画を作成し、送迎、入浴、食事、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。西海市社協では以下の6事業所で提供しています。

- ・西海市社協せいひデイサービスセンター

- ・西海市社協さいかいデイサービスセンター
- ・西海市社協おおさきデイサービスセンター
- ・西海市社協えのしまデイサービスセンター
- ・西海市社協ひらしまデイサービスセンター
- ・西海市社協おおせとデイサービスセンター

居宅介護支援事業とは、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、ご本人やご家族の気持ちを大切にしながら、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、「居宅サービス計画」（ケアプラン）を作成し、サービスが円滑に利用できるようお手伝いします。施設入所を希望される方のご相談にも応じます。西海市社協ケアプランセンターは大瀬戸支所内にあります。

問47. 西海市社協では、障がい者へのサービスは行っていないのですか。

(答)居宅介護・重度訪問介護・同行援護（ホームヘルプ）を行っています。ご利用者の身体の状態や希望に応じた介護計画を作成し、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるように身体介護や家事援助などのサービスを提供します。また、視覚に障がいがある方や下肢に障がいがある方の社会生活に必要な移動や外出支援を行います。西海市社協障がい者ヘルパーセンターは本所在宅福祉課内（西海町）にあります。

問48. 介護保険事業外の高齢者の方を対象にした事業はないのですか。

(答)介護保険外の社協独自サービスとして生活支援サービスという事業があります。この事業は、高齢や障がいなどの理由により在宅生活を維持することが困難な人に対し、病院からの一時退院時の支援等をホームヘルパーが行うものです。また、本所及び各支所では、ふれあい食事サービス、高齢者の集いなどの事業があり、高齢者の自主活動であるわいわいサロンや老人クラブの活動等を支援しています。

問49. 社協がレンタカー事業を行っていると言ったのですが。

(答)市民への供与と社会福祉事業への収益充当を目的に、10人乗りワゴン車、軽自動車椅子リフト車、25人乗りマイクロバスの貸し出しを行っています。料金は次のとおりです。

料金区分	軽自動車椅子リフト車	10人乗りワゴン車	25人乗りマイクロバス
一般料金	6,000円 (5,000円)	15,000円 (12,000円)	25,000円 (20,000円)
西海市社協会員	5,000円 (4,000円)	10,000円 (8,000円)	15,000円 (12,000円)
福祉団体	3,000円 (2,500円)	7,500円 (6,000円)	12,500円 (10,000円)
※福祉優待	4,000円 (3,000円)	-	-

() は、24時間以降の加算料金

問50. 赤い羽根共同募金はどのような仕組みになっているのですか。

(答)共同募金及び共同募金会に関する基本的事項は社会福祉法に規定されています。社協が共同募金を集めていると思いがちですが、正確には長崎県共同募金会西海市市会が集めています。長崎県共同募金会西海市市会の事務を社協が行っているため、社協職員が募金事務を行っています。市民の皆様から寄せられた募金は、一旦長崎県共同募金会に全額送金し、翌年度に約7割が助成金として西海市社協に配分されます。その後、配分委員会において、配分先が決定します。具体的には、社協だよりやボランティア協力校助成金、高齢者や障害者等に関する福祉事業に使われています。